

軽度者に対する福祉用具 貸与について

令和7年度 石垣市集団指導

介護長寿課給付認定係

概要

要支援・要介護1の方（軽度者）に対する以下の種目については、介護保険給付は原則対象外。

＜対象外種目＞

- 車椅子（付属品含む）
- 特殊寝台（付属品含む）
- 床ずれ防止用具
- 体位変換器
- 認知症老人徘徊感知機器
- 移動用リフト（つり具の部分を除く）
- 自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものは除く、要介護2・3の方も原則給付の対象外）

ただし、厚生労働大臣が定める者に該当する場合や、石垣市に確認書を提出することにより福祉用具貸与が必要と判断される場合は、例外的に給付が可能。

例外給付の判断

1. 厚生労働大臣が定める者に該当する場合（直近の認定調査の結果が該当している）

- 別表1の、「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当する。

⇒市への確認書の提出は不要。

例：特殊寝台について、「1－4起き上がり」が「3. できない」になっている、または「1－3寝返り」が「3. できない」になっている。

- 別表1の、ア（二）とオ（三）については、基本調査に該当する項目がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか、軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、指定居宅介護支援事業者が判断する。

⇒判断した過程は、サービス担当者会議の記録、支援経過に確実に記録する。判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて隨時）で行う。

別表1

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に歩行が困難な者 (二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査 1－7 「3. できない」 —
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に起き上がりが困難な者 (二)日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1－4 「3. できない」 基本調査 1－3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1－3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者 (一)意思の伝達、 <u>介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者</u> (二)移動において全介助を必要としない者	基本調査 3－1 「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3－2～3－7 のいずれか「2. できない」 又は 基本調査 3－8～4－15 のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査 2－2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分 を除く)	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に立ち上がりが困難な者 (二)移乗において一部介助又は全介助を必要とする者 (三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査 1－8 「3. できない」 基本調査 2－1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 —
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一)排便において全介助を必要とする者 (二)移乗において全介助を必要とする者	基本調査 2－6 「4. 全介助」 基本調査 2－1 「4. 全介助」

例外給付の判断

2. 石垣市により福祉用具貸与が必要と判断される場合

＜提出書類＞

- ・福祉用具貸与（軽度者）確認書
- ・「主治医より得た情報」又は「医学的な所見の確認書類」
- ・居宅サービス計画1～5表
- ・アセスメント表
- ・利用者基本情報（要支援1・2の方のみ）

＜判断方法＞

- ①別表2のi)～iii) のいずれかに該当する旨が、医師の医学的な所見に基づき判断されている。
- ②サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている。

別表2

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第三十一号のイに該当する者
(例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第三十一号のイに該当することが確実に見込まれる者
(例：がん末期の急速な状態変化)
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第三十一号のイに該当すると判断できる者
(例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

留意事項

<医師の所見>

- ・確認書を提出する場合は、医学的な所見が不可欠です。
- ・医学的な所見については、(1)主治医意見書、(2)医師の診断書、(3)担当の介護支援専門員による聴取などの確認方法があります。(2)に関しては診断料が発生する場合があるため、事前に利用者へ説明し同意を得て下さい。
- ・医学的な所見では、単に「電動ベッドが必要」等の内容の聴取ではなく、状態像 i) ~ iii) のいずれかに該当するか明確にして下さい。また、利用者の病名と病状、どうして福祉用具が必要なのか、明確な理由を聴取して下さい。

<サービス担当者会議>

- ・医学的な所見の結果を踏まえ、サービス担当者会議を行って下さい。
- ・会議では、主治医を含め、担当者からの専門的な意見を求め、利用者の心身の状況や環境を考慮し、用具の導入の要否や選定を検討して下さい。自立支援の観点からも検討し、必要性を確認して下さい。

留意事項

＜書類提出のタイミング＞

- ・原則、貸与開始前に確認書の提出が必要です。新規利用者、更新・区分変更申請中の利用者で、見込みの介護度で例外給付に該当すると予想される場合も同様です。
- ・やむを得ず遅れる場合は、事前に給付認定係へ相談して下さい。
- ・見込みの介護度では例外給付に該当しないと予想していたが、審査会の結果、例外給付に該当した場合は、介護度確定後に速やかな提出が必要です。
- ・緊急導入、ターミナル期の場合、貸与開始後の提出も可能ですが、速やかな提出がされない場合や、その必要性が確認できない場合は、貸与開始日に遡って給付が認められないことがあります。事前に給付認定係へ相談して下さい。
- ・軽度者と判定された際に、一連のプロセスを経ずに貸与された場合は、算定できることがありますので、十分にご注意下さい。
- ・確認書の有効期間は認定期間に限られます。認定の更新、区分変更後も継続する場合は再度提出が必要です。

参考文献

- [1] 介護報酬の解釈 1単位数表編 令和6年4月版, 社会保険研究所,
p. 531 (要介護1) p. 1326 (要支援)
- [2] 厚生労働省 要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与について
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000875875.pdf>
- [3] 厚生労働省地域包括支援センター・介護予防事業担当者会議（平19年3月14日開催） 資料10：軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて 福祉用具が必要となる主な事例内容（概略）